

野幌森林公園林内散策路警備業務処理要領

第1 趣旨

この要領は、野幌森林公園林内散策路警備業務の委託業務処理について、必要な事項を定めるものとする。

第2 勤務箇所及び勤務時間等

勤務箇所	勤務時間	人数	日数	期間及び勤務日
別紙1-1, 1-2, 1-3のとおり	08:15-17:00 (休憩45分を含む)	2	4 4	別紙2のとおり

第3 業務内容

警備員は、北海道自然公園条例、同施行規則及び北海道野幌森林公園記念施設地区管理規則を十分承知の上、林野火災、施設の状況及び公園利用者の安全及び適正利用などに留意し、自動二輪車または徒歩により散策路警備を行い、次の業務を行うものとする。

1 散策路警備

- (1) 無許可で許可を要する行為及び禁止行為を行い、又は行おうとする者を発見したときは、行為を制止又は中止するよう指導すること。
- (2) 林野火災、風倒、落枝等利用上の危険防止のための啓発、点検を行うこと。
- (3) 施設の破損等について、点検を行うこと。
- (4) 利用者に、道順や施設の場所、公園の沿革等を聞かれた場合は、丁寧に案内、説明を行うこと。
- (5) 公園利用者に対し、次の事項について、指導を行うこと。
 - ア 公園内の禁止事項
 - イ 事故防止の注意
 - ウ 公園での自然観察などのアドバイス

2 瑞穂の池水位測定

期間中、瑞穂の池園地を巡視の際に以下2種類の水位測定を行い、「瑞穂の池浸潤線及び貯水位記録票」に記入し、委託期間終了後提出すること。

- (1) 浸潤線
堤体に設置されている4箇所の観測孔で測定器具を用いて地下水位の測定を行う。
- (2) 貯水位測定
堤体吐水口の水位を目視で測定する。

第4 人員配置及び主任者の設置

警備員を2名配置し、主任者を1名置くこと。

第5 経歴書の提出

契約書第9条第1項、第3項の規定による通知は、経歴書を添付して提出するものとする。

第6 報告書の提出

契約書第12条第1項に規定する甲の指定する書式は、別紙「警備報告書」のとおりとする。

第7 その他

- 1 契約書第11条第1項に規定する委託業務を処理するために要する室の指定は、別紙「野幌森林公園林内散策路警備業務を処理するために要する室の指定」による。
- 2 契約書第11条第1項に規定する供与物品は、別紙「供与物品一覧表」のとおりとする。
- 3 契約書第12条第3項に規定する報告書は、別紙「報告書」のとおりとする。